

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 30 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例(平成 27 年 3 月条例第 61 号)第 5 条の規定に基づき、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。